

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 三浦 朱美

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 角田 哲史

IFRSをめぐる動向 第139回《特別編》 2021年の主な基準開発の動向と今後の予定

(38頁)

I はじめに

昨年2021年は、引き続き新型コロナウイルス感染症(Covid-19)の影響がある中、気候変動など新しい大きな動きへの盛り上がりを見せる1年となりました。11月の第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)では、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)設立の他、サステナビリティ基準を開発している団体が2022年6月までに統合されることなどをIFRS財団の評議員会が公表したことも記憶に新しいと思います。

IFRSの設定主体である国際会計基準審議会(IASB)では、従来からの作業計画に沿った様々な基準改訂や公開草案を2021年に公表しました。これらの基準改訂や公開草案は狭い範囲の基準改訂が中心であり、実務のための、基準の維持管理活動の一部として行われているものが多くあります。

さらに、多くの関心が寄せられているのれんと減損のトピックについては、ディスカッション・ペーパーに寄せられたコメント分析等に基づいて、議論が継続しています。足元で企業結合に関する開示の議論が続いていますが、償却再導入の是非の議論が待たれるところです。実務に大きな影響が想定される基本財務諸表プロジェクトについても、公開草案に対するコメント分析を経て、引き続き議論が続いているところです。

その他にも、アジェンダ協議、IFRS第9号「金融商品」の適用後レビューといった基準開発の将来の動きにつながる活動も進展した1年でした。

本稿では、このような昨年1年のIFRSをめぐる基準開発の動向として最終基準や公開草案といった主な公表物を中心に振り返った上、今後予定される動きについて紹介します。

なお、本稿の内容は今後のIASBの討議状況によって変更される可能性があり、また、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

II 主な公表物

昨年 2021 年における IASB に関する主な公表物は、図表 1 のとおりです。まず、最終基準化されたもののうち、Covid-19 に関連した公表物である③を紹介した後、①、②、④を取り上げます。次に、公開草案である⑦、⑬、⑭を取り上げます。その他、今後の長期的な動きにつながる可能性のある公表物である⑧、⑫、⑮および⑯を紹介します。

【図表 1】 2021 年における IASB に関する主な公表物

<p>最終文書</p> <p>① 「会計上の見積りの定義」(IAS 第 8 号の修正) (2 月)</p> <p>② 「会計方針の開示」(IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正) (2 月)</p> <p>③ 「2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免」(IFRS 第 16 号の修正) (3 月)</p> <p>④ 「単一の取引から生じる資産及び負債に関連する繰延税金」(IAS 第 12 号の修正) (5 月)</p> <p>⑤ 「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」(12 月)</p>
<p>意見募集文書</p> <p>⑥ 公開草案「規制資産及び規制負債」(1 月)</p> <p>⑦ 公開草案「IFRS 基準における開示要求 - 試験的アプローチ」(IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案) (3 月)</p> <p>⑧ 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」(3 月)</p> <p>⑨ 公開草案「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号の修正案) (4 月)</p> <p>⑩ 公開草案「経営者による説明」(IFRS 実務記述書第 1 号の修正案) (5 月)</p> <p>⑪ 公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」(7 月)</p> <p>⑫ 情報要請「IFRS 第 9 号『金融商品』の適用後レビュー—分類及び測定」(9 月)</p> <p>⑬ 公開草案「特約条項付きの非流動負債」(IAS 第 1 号の修正案) (11 月)</p> <p>⑭ 公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正案) (11 月)</p>
<p>IFRS 財団意見募集</p> <p>⑮ 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」(4 月)</p> <p>IFRS 財団公表文書</p> <p>⑯ IFRS 財団定款の修正 (11 月)</p>

1. 2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免

2021年3月、IASBは、「2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免（IFRS第16号の修正）」を公表しました。本修正は、2020年5月に導入された、Covid-19に関連する一定の賃料減免が「リースの条件変更」であるかどうかの評価を免除する任意の実務上の便法につき、利用可能な期限を1年延長して2022年6月30日とするものです。本修正に基づく実務上の便法は、2020年5月に導入された実務上の便法に関する会計方針と整合的に適用する必要があります。

1年間の期限延長は、審議時点においてCovid-19のパンデミックが依然として最盛期にあるとみられていたことを踏まえた借手への救済措置の必要性和、任意の実務上の便法がもたらす企業間の比較可能性への悪影響を比較衡量して決定されました。なお、2022年1月7日時点において、借手の賃料減免に関する追加の実務上の便法の提供に関する議論は予定されていません。

2. 「会計方針の開示」および「会計上の見積りの定義」

2021年2月、IASBは「会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正）」および「会計上の見積りの定義（IAS第8号の修正）」を公表しました。これらの修正の目的と修正対象を図表2で示しています。

【図表2】 「会計方針の開示」および「会計上の見積りの定義」の目的と修正対象

項目	目的	修正対象
会計方針の開示	会計方針の開示を改善し、より有用な情報を財務諸表利用者へ提供	IAS第1号「財務諸表の表示」
		IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」
会計上の見積りの定義	「会計上の見積りの変更」と「会計方針の変更」の区別を明確化	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

まず、「会計方針の開示」の修正の背景には、重要な会計方針の開示について、必ずしも投資家などの財務諸表利用者にとって有用な情報が提供されておらず、決まり文句の開示（「ボイラープレート」）になっているのではないかという懸念がありました。本修正では、IFRSですでに定義されている「重要性がある：material」という言葉を基礎に、重要性がある会計方針を開示し、重要性がない会計方針の開示を削減するため、企業の判断に役立つガイダンスや設例が提供されています。

次に、「会計上の見積りの定義」の修正の背景ですが、従来の実務では「会計方針の変更」と「会計上の見積りの変更」の区別が困難な場合があるという懸念がありました。会計上の見積りの変更は、将来に向かって適用される一方、会計方針の変更は通常は遡及適用されるため、両者の区別は重要です。

従前の IAS 第 8 号では、「会計上の見積りの変更」を定義していましたが、本修正では「会計上の見積り」を「見積りの不確実性に晒されている財務諸表上の貨幣金額」として定義し直すとともに、会計方針と会計上の見積りの関係の明確化や不明瞭な設例を削除して新規の設例を追加するなどの対応が行われています。

どちらの修正も、将来に向かっての適用となり、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用となります。早期適用も認められます。

3. 単一の取引から生じた資産および負債に係る繰延税金

2021 年 5 月、IASB は「単一の取引から生じる資産及び負債に関連する繰延税金」（IAS 第 12 号の修正）を公表しました。

IAS 第 12 号は、原則としてすべての一時差異について繰延税金を認識することを要求しています。しかし、IAS 第 12 号は、企業結合ではなく、かつ、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産と負債の当初認識から生じた将来減算一時差異または将来加算一時差異については、企業が繰延税金資産および繰延税金負債を認識することを禁止する規定、いわゆる「当初認識の例外」の規定を設けています。

本修正により、例えばリースや廃棄義務のようなケースにおいて、資産または負債の当初認識時に同額の将来減算一時差異と将来加算一時差異が生じる場合には、企業は「当初認識の例外」を適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債を認識することになります。

図表 3 では、IFRS 第 16 号「リース」におけるリースの借手の場合の検討を示しています。企業はまず税務上の損金算入が資産と負債のどちらに関連するのかを判断します。もし、資産に関連する場合は、そもそも一時差異が生じず、繰延税金資産も繰延税金負債も認識されません。一方、負債に関連する場合は、当初認識時に同額の将来減算一時差異と将来加算一時差異が生じますが、今回の修正により「当初認識の例外」は適用されないため、IAS 第 12 号の原則どおり、将来減算一時差異および将来加算一時差異に対して、それぞれ繰延税金資産および繰延税金負債を計上することとなります。

本修正は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用可能です。経過措置は設けられており、当初認識時に同額の将来減算一時差異と将来加算一時差異が生じていたか否かを評価することなく、表示する最も古い比較期間の期首時点でリースと廃棄義務に関するすべての一時差異について繰延税金を認識することになります。

【図表 3】IFRS 第 16 号「リース」におけるリースの借手の場合の検討

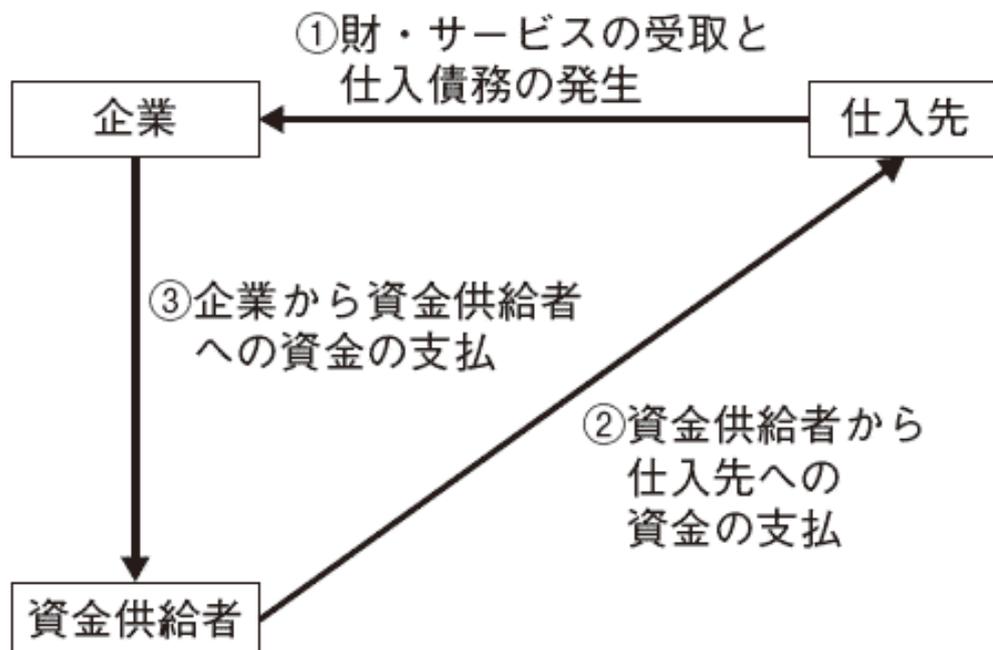
税務上の損金算入が資産に関連する場合 財政状態計算書				税務上の損金算入が負債に関連する場合 財政状態計算書			
使用権資産		リース負債		使用権資産		リース負債	
会計上の 帳簿価額	税務 基準額	会計上の 帳簿価額	税務 基準額	会計上の 帳簿価額	税務 基準額 = ゼロ	会計上の 帳簿価額	税務 基準額 = ゼロ
一時差異なし		一時差異なし		将来加算一時差異	取引時に同額	将来減算一時差異	
繰延税金資産・負債を認識しない				IAS第12号の修正により、繰延税金資産・負債を認識することが明確化			
使用権資産の帳簿価額と同額で税務上の損金に算入され (リース負債に関連して税務上の損金に算入されない)、 税務基準額は会計上の帳簿価額と一致				リース負債の帳簿価額と同額で税務上の損金に算入され (使用権資産に関連して税務上の損金に算入されない)、 税務基準額はゼロ			

4. 公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」

2021年11月、IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約に関する一定の開示を要求する公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」を公表しました（コメント期限：2022年3月28日）。

サプライヤー・ファイナンス契約の代表例に挙げられる取引として、リバース・ファクタリング契約があります。リバース・ファクタリング契約では、一般に、図表4のように、金融機関等の資金供給者が、企業と仕入先の間に入って資金の支払と受取を行います。このような契約は、多くの場合、企業が資金の決済を仕入債務の支払期日より遅らせたり、仕入先が仕入債務の支払期日より前に資金を受け取ることができるように組成されます。

【図表 4】リバース・ファクタリング契約



このような契約に関する議論は、IASBではなく、利害関係者から寄せられる実務上の課題を検討するIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）で開始されました。IFRS-ICは、信用格付機関からの、リバース・ファクタリング契約に関連する負債の表示方法や開示要求に関する質問について検討を行いました。その結果、当該契約に関連する負債を通常の仕入債務と同様に「買掛金及びその他の未払金」に含めて表示するか否かを含む財政状態計算書における負債の表示、キャッシュ・フロー計算書における表示、および注記における開示に関する現行のIFRSの要求事項を説明したアジェンダ決定を2020年12月に公表しました。しかしながら、IFRS-ICにおける議論の過程で、現行のIFRSの要求事項のみでは、サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件や関連する金額の分析、企業間比較等を行うための情報が不十分であるというフィードバックが投資家やアナリスト等から寄せられたため、IASBで新たな基準開発の必要性について審議が行われ、その結果として、公開草案の公表に至りました。

公開草案では、サプライヤー・ファイナンス契約について詳細な定義はしていませんが、企業が仕入先に対して負う支払義務について資金供給者が支払を申し出ること、および、仕入先が支払を受ける日以降の日に当該資金供給者に対して企業が支払を行うことに同意することを特徴とし、企業に対しての支払条件の延長、または企業の仕入先に対しての支払条件の早期化を提供するものと説明しています。そのうえで、仕入先への負債についてサプライヤー・ファイナンス契約を利用する企業につき、以下のような開示要求の追加が提案されています。

- ・ 各サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- ・ 各サプライヤー・ファイナンス契約について、以下の情報
 - (i) 当該契約の一部である金融負債の期首・期末の帳簿価額および表示科目
 - (ii) 上記(i)のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額
 - (iii) 上記(i)の金融負債の支払期日の範囲
- ・ サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない買掛金の期首・期末時点の支払期日の範囲
- ・ 開示目的を満たすために必要な追加の情報
- ・ 上記の開示につき、異なる契約についての情報の集約は、契約条件が類似している場合にのみ認められる。

その他、財務活動から生じた負債の変動、および流動性リスクに関する既存の開示要求において、サプライヤー・ファイナンス契約の例示を追加しています。

公開草案では、適用時期について特段の提案はされていません。コメント期限である2022年3月28日までに寄せられる公開草案へのフィードバックを踏まえ、2022年第2四半期に議論が再開される予定です。

5. 公開草案「特約条項付の非流動負債」

2021年11月、IASBは、公開草案「特約条項付の非流動負債（IAS第1号の修正案）」を公表しました（コメント期限：2022年3月22日）。

まず、2020年に公表されたIAS第1号「財務諸表の表示」を修正する「負債の流動又は非流動への分類」（以下、「2020年修正」）では、負債を非流動に分類するための要求の一部について、以下の明確化を行いました。

- ・ 負債を非流動に分類するためには、期末日時点において、「負債の決済を期末日後少なくとも12か月にわたり延期する権利」を有している必要があること。
- ・ 当該権利が期末日後12か月以内に所定の条件を遵守することを求めている場合、期末日時点で当該条件を遵守している場合のみ、当該権利を有しているといえること。

2020年修正公表後に、企業が負債の決済を延期する権利が、期末日後12か月以内に遵守すべき財務制限条項（特約条項）に依存する場合に関する質問がIFRS-ICに寄せられ、IFRS-ICにおける議論を経て暫定的なアジェンダ決定が公表されました。しかしながら、暫定的なアジェンダ決定に対して、利害関係者から、契約上の判定日ではなく、期末日に判定して流動負債に分類することが必ずしも有用な情報を提供しないのではないかという

懸念が示されました。具体的には、例えば、期末日現在で、12か月以内に負債を決済する契約上の義務を有していない場合でも負債が流動に分類されるだけでは有用な情報が提供されない点や、特定の状況を反映するために交渉された条件の設計（季節性があるような場合に異なる日において異なる条件を定めた場合など）が考慮されない点が懸念されました。

この懸念に対応するため、アジェンダ決定の最終化は行われず、代わりにIASBにて本公開草案にあるIAS第1号を修正する提案を行うことになりました。本修正案の概要は以下のとおりです。

流動・非流動の分類

- ・ 期末日時点の負債の流動・非流動の分類に、期末日または期末日前の遵守を条件とする特約条項は影響を与えるが、期末日後の遵守を条件とする特約条項は影響を与えない。
- ・ 次のいずれかにより報告期間後12か月以内に返済すべき負債となる可能性がある場合には「負債の決済を期末日後少なくとも12か月にわたり延期する権利」を有していないことを明確化する。
 - ・ 相手方または第三者の裁量
 - ・ 不確実な将来の事象または結果の発生（または不発生）が企業の将来の行動による影響を受けない

負債を非流動に分類した場合の表示・開示

- ・ 特約条項の遵守の対象となる非流動負債について以下の表示・開示を要求する。
- ・ 財政状態計算書において他の非流動負債と区分して表示
- ・ 12か月以内に返済すべき可能性があるかどうかを評価できる情報を開示

本修正案の適用時期に合わせて2020年修正の適用時期の延期が提案されており、時期は未定ですが早くとも2024年1月1日以後開始する事業年度となります。なお、本公開草案の公表について、当該提案がIFRS基準の原則主義の性質に反しているのではないかとといった理由などから理事2名が反対を表明しています。本公開草案に対する利害関係者のフィードバックを踏まえ、今後の議論が行われる見込みです。

6. 公開草案「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」

IASBは、2021年3月に公開草案「IFRS基準における開示要求 - 試験的アプローチ IFRS第13号及びIAS第19号の修正案」を公表しました（コメント期限：2021年10月21日から2022年1月12日に延期）。

従来、IFRS 基準における開示について、目的適合性のある情報が十分に開示されていない、目的適合性のない情報が多すぎる、そしてコミュニケーションが効果的でないという、3点の問題が識別されていました。

IASB は、これらの問題への対応として、2017年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み - 開示原則」に寄せられたフィードバックを受けて検討を行いました。今回の公開草案では、(1) IASB が開示要求を開発する際に従うガイダンス案を開発・提案するとともに、(2) 当該ガイダンス案をテストする基準として IFRS 第13号「公正価値測定」および IAS 第19号「従業員給付」を選択しています。

(1) のガイダンス案の目的は以下の3つになります。

1. 基準開発の初期段階で投資家の関与を得ることで、投資家のニーズを具体的な開示目的に反映させ、具体的な開示目的と情報項目をリンクさせる。

2. 企業に開示目的への準拠を求め、判断を適用することで開示目的に基づく開示要求を満たすようにする。

3. 特定の事項に関する開示要求を最小限にすることで、会計基準への形式的な準拠のための企業の負担を取り除き、重要性がある情報のみを開示すべきであることを明確にする。

上記の目的を踏まえ、以下のような項目について、具体的なガイダンス案が提案されています。

- ・ 全体的な開示目的：財務諸表利用者の全体的な情報ニーズを記載
- ・ 企業は、下記の具体的な開示目的に準拠することによって、注記において提供する情報が、全体的な利用者の情報ニーズを満たすのに十分かどうか評価することを要求される。
- ・ 具体的な開示目的：財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを記載
- ・ 具体的な開示目的に準拠するために、企業はすべての重要性がある情報を開示することを要求される。
- ・ 具体的な開示目的を満たすための情報項目
- ・ 企業が具体的な開示目的をよりよく理解するのに役立つ、情報が開示するだけの重要性があるかどうかについての企業の判断を容易にするための説明が記載される。

今回、ガイダンス案をテストする基準として選択された IFRS 第13号を適用した公正価値測定の開示は、概ね投資家のニーズを満たす情報が含まれているものの、重要性がない公正価値測定に関する詳細な情報が開示に含まれている場合や、逆に、企業にとって重要

性がある公正価値測定に関する情報が限定的である場合があるという課題が識別されました。こうした点に対応するため、開示目的を明確にし、ガイダンス案に沿って開示要求を置き換えることを具体的に検討・提案しています。同様に、IAS 第 19 号を適用した開示（特に確定給付制度の開示）は投資家のニーズを満たしていない場合がある一方、作成者の負担が大きい、コミュニケーションが効果的でない場合があるといった課題があり、こうした点に対応すべく、IFRS 第 13 号と同様に、開示要求の置き換えを検討・提案しています。

IASB は 2021 年 7 月に、本公開草案へのコメント期間を 210 日から 293 日に延長し、2022 年 1 月 12 日を期限としました。本公開草案には個別の基準の修正ではないという特異な性質および重大な新しい考え方が含まれており、十分な時間を確保した上でフィードバックを求める観点からの延期になります。開示要求の開発にあたって、広く長期的に重要な影響を与えることから、財務諸表作成者や利用者の他、監査人、規制当局など多くの利害関係者からコメントレターが寄せられることが予想されます。

7. 第 3 次アジェンダ協議

IASB は、2021 年 3 月に情報要請「第 3 次アジェンダ協議」を公表しました。

アジェンダ協議は、IASB がその活動や作業計画について 5 年ごとに公開で意見を集め、協議するもので、IASB の戦略的方向性およびバランス、どの財務報告上の論点を優先すべきかおよびプロジェクトを作業計画に追加するための判断基準等について意見を求めています。2 期 10 年にわたって IASB 議長を務めたハンス・フーガーホースト氏に代わり、2021 年 7 月からアンドレアス・バーコウ博士が IASB 議長に就任した中、今後の長期的な IASB の活動を考える上で、本アジェンダ協議は重要な動きの一つと思います。

特に、本情報要請においては、潜在的なアジェンダ候補として、図表 5 で示す 22 個の論点が挙げられ、その優先順位等が利害関係者に問われました。

【図表 5】 潜在的プロジェクトで扱われる可能性のある財務報告上の論点

① 借入コスト	⑫ 法人所得税
② 気候関連リスク	⑬ インフレーション
③ コモディティ取引	⑭ 無形資産
④ 暗号通貨及び関連取引	⑮ 期中財務報告

⑤ 非継続事業及び処分グループ	⑯ マイナス金利
⑥ 割引率	⑰ 事業セグメント
⑦ 従業員給付	⑱ その他の包括利益
⑧ 費用 - 棚卸資産及び売上原価	⑲ 排出物価格設定メカニズム
⑨ 外国通貨	⑳ 個別財務諸表
⑩ 継続企業	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
⑪ 政府補助金	変動対価及び条件付対価

2021年9月27日のコメント期限後、本情報要請に対するフィードバックについての議論が2021年11月のIASB会議から開始されています。上記の中で、非常に多くの利害関係者が優先順位が高いと回答したものは、「気候関連リスク」、「暗号通貨及び関連取引」、「無形資産」の3つになります。

「気候関連リスク」については、サステナビリティ報告だけでなく財務報告においても広く継続的に複雑な影響を与える領域であると多くの利害関係者が捉えているようです。なお、ISSBとの連携等の重要性についても多くの利害関係者が言及しました。また、「暗号通貨及び関連取引」について優先順位が高いとした利害関係者の多くが、現行のIFRS基準を適用した会計処理を適切と思っておらず、有用な情報を財務諸表利用者にもたらすことになっていないとコメントしています。そして、古い基準であるIAS第38号「無形資産」については、無形資産が現代のビジネスモデルにおいて重要性を増し、暗号通貨や排出権といった従来想定していなかった資産も増加する中、IAS第38号の包括的な見直しが必要であると考えられる利害関係者も多いようです。

議論は2022年も継続される見込みで、2022年の後半には、IASBは、2022年から2026年の活動や作業計画を要約したフィードバック・ステートメントを公表する予定です。

8. IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー（分類及び測定）

2021年9月、IASBは、情報要請「IFRS第9号『金融商品』の適用後レビュー—分類及び測定」を公表しました（コメント期限：2022年1月28日）。

IASBは、新規のIFRS基準書または大規模な修正について、少なくとも2年間適用された後に、以下の分析を行うために、適用後レビューを行うこととしています。

- ・ 基準設定プロジェクトの目的が満たされているか
- ・ 対象となる IFRS 基準書によって提供される情報が財務諸表利用者にとって有用か
- ・ 対象となる IFRS 基準書を適用する際のコストが予想どおりか
- ・ 対象となる IFRS 基準書を一貫して適用できるか

IFRS 第9号「金融商品」は2018年1月1日以後開始事業年度から発効しており、今回はIFRS第9号の要求事項のうち、分類および測定に関する部分が適用後レビューの対象となりました。IASBは、様々な利害関係者との議論を通じて、検討すべき事項を初期的に識別しており、本情報要請では、この議論を通じて識別した事項やその他の情報の提供を求めています。本情報要請における質問項目の概要は図表6で示したとおりです。

【図表6】情報要請における質問項目

	質問項目
1	分類および測定（全般）
2	金融資産の管理に関する事業モデル
3	金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性
4	資本性金融商品とその他の包括利益（OCI）
5	金融負債と自己の信用
6	契約上のキャッシュ・フローの条件変更
7	償却原価と実効金利法
8	経過措置
9	その他の事項

情報要請の内容は多岐にわたりますが、ここでは、特に注目すべき論点として、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品に関する議論を中心に契約上のキャッシュ・フロー特性の評価（図表6の3）、および資本性金融商品とOCI（図表6の4）について説明します。

契約上のキャッシュ・フロー特性に関連して、サステナビリティへの関心の高まりを受け、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品が増加しています。IASB の分析では、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品は、主として、以下の3つに大別されます。

- (1) グリーンローンまたはグリーンボンド（元本の用途がグリーンプロジェクト（環境問題の解決に貢献する事業）に限られている金融商品）
- (2) 契約の当事者に固有ではないグリーン指標に連動して組成された金融商品
- (3) 借手に固有の環境、社会およびガバナンス (ESG) 目標に連動している金融商品（たとえば、事前に決定された ESG 目標を借手が満たすかどうかに基づいて金利が変化するもの）

金融資産は、当該金融資産からの契約上のキャッシュ・フローが「元本および元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）」である場合に限り、事業モデルに応じて償却原価または OCI を通じた公正価値を利用した測定に適格となります。上記のうち特に (2) や (3) については、グリーン指標ないし借手に固有の ESG 目標が契約上のキャッシュ・フローに影響を与えるため、SPPI の条件を満たすか否かの判断にあたってそれらの指標ないし目標を考慮する必要があります。このような金融商品を含め、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する要求事項の適用に実務上の不統一があるか、また、要求事項を適用した結果として有用な情報が提供されているかといった点に関する情報提供が要請されています。

また、資本性金融商品に関連して、IFRS 第9号では、資本性金融商品への投資は純損益を通じて公正価値で測定されますが、例外として、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資については、公正価値で測定した際の事後の変動を OCI に表示する取消不能の選択肢である OCI オプションが認められています。OCI オプションを選択した場合、当該投資の処分時にも OCI から純損益への振替、いわゆるリサイクリングは行われず、減損の要求事項も適用されません。

IFRS 第9号が開発された当時、純損益を通じた公正価値測定からの例外を認めるか、また、例外を認めた場合にリサイクリングを行うべきかは大きな議論となりました。このような背景も考慮し、情報要請では、リサイクリングの禁止を含め、OCI オプションの適用によって財務諸表利用者には有用な情報が提供されるかという点を質問内容に含めています。また、企業がどのような資本性金融商品に OCI オプションを用いているか、その理由、および OCI オプション対象の投資が占める比率に関する情報提供も要請されています。IFRS を適用する日本企業の多くが OCI オプションを適用しているため、将来、この点に関する基準の修正が議論された場合には、大きな影響が生じる可能性があります。

情報要請へのフィードバックは、2022年第2四半期に議論される予定です。なお、2021年11月のIASB会議において、IFRS第9号の要求事項のうち、減損については2022年後半に適用後レビューを開始すること、ヘッジ会計については2022年後半に改めて適用後レビューの開始時期を議論することが暫定的に決定されています。

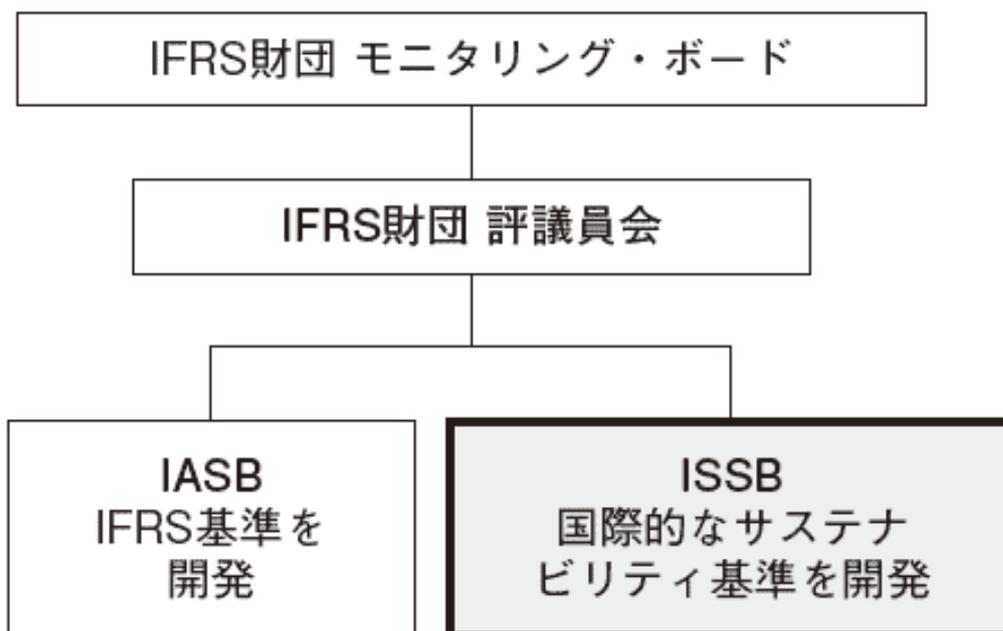
9. IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団の定款修正

IFRS財団の評議員会は、ISSBの設置を通じてIFRS財団の役割を拡張する可能性を検討するため、2021年4月に「IFRSサステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の的を絞った修正案」を公表しました。その後の意見募集を経て、2021年11月には定款を修正するとともに公開草案へのフィードバック・ステートメントを公表しました。

IFRS財団がISSBの設立を発表した2021年11月のCOP26では、他にも、ISSBが価値報告財団（VRF）および気候変動開示基準委員会（CDSB）と2022年6月までに統合することが発表されました。VRFは、米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）と国際統合報告評議会（IIRC）の合併によって設立された団体であり、一連の統合により、サステナビリティ基準を開発している団体の統合が進むこととなります。また、COP26では、将来ISSBが作成する開示基準の原案であるプロトタイプも発表されています。

図表7でイメージを示す通り、ISSBは、国際的なサステナビリティ基準に対するニーズに対応すべく、財務報告を対象とするIFRSを開発するIASBと並列の審議会として、設立されます。

【図表7】ISSBの位置づけイメージ



ISSB の設立に関しては、証券監督者国際機構（IOSCO）をはじめ、様々な機関・団体が賛同の意を表明しました。ISSB のオフィスについては、マルチロケーションアプローチを採用することが予定されています。具体的には、メインオフィスはドイツのフランクフルトとなり、他にモントリオール、サンフランシスコ、ロンドンなど世界各地にオフィスを置くこととされ、アジア太平洋の拠点（北京・東京）も検討されているところです。ISSB の初代議長には、2021 年 12 月にエマニュエル・ファベール氏が任命されましたが、2022 年には、公開協議等を行い、デュー・プロセスに基づいた基準開発を進めるものと思われます。将来 ISSB が開発する基準は、サステナビリティ報告に関する、グローバルなベースラインとなることが期待されています。

Ⅲ 主なプロジェクト動向

2021 年において成果物の公表には至ってはいないものの、IASB により検討が進められた主なプロジェクトは、図表 8 のとおりです（2022 年 1 月 7 日時点の IASB の作業計画から抜粋）。

【図表 8】IASB の主なプロジェクト

	プロジェクト名	目標時期（予定公表物または次の作業目標）
基準	①資本の特徴を有する金融商品	未定（公開草案）

設定	②基本財務諸表	未定（最終基準）
	③中小企業向け IFRS の第2次包括レビュー	未定（公開草案）
リサーチ	④共通支配下の企業結合	2022年1月（ディスカッション・ペーパーへのフィードバック）
	⑤動的リスク管理	2022年第2四半期（プロジェクトの方向性を決定）
	⑥持分法	2022年3月（プロジェクトの方向性を決定）
	⑦採掘活動	2022年下期（プロジェクトの方向性を決定）
	⑧のれんと減損	2022年下期（プロジェクトの方向性を決定）
	⑨資産リターンに応じて決まる年金給付	2022年第2四半期（プロジェクトサマリー）
	⑩IFRS 第10号, IFRS 第11号及び IFRS 第12号の適用後レビュー	2022年第2四半期（フィードバック文書）
維持管理	⑪返還の利用可能性	2022年2月（プロジェクトの方向性を決定）
	⑫セール・アンド・リースバックにおけるリース負債	未定（最終基準）
	⑬引当金 - 焦点を絞った改善	未定（プロジェクトの方向性を決定）

以下では、上記のうち、日本において特に注目を集めているプロジェクトである②、⑧を取り上げます。

1. 基本財務諸表

2019年12月に公表された公開草案「全般的な表示及び開示」について寄せられたフィードバックを分析・検討の上、IASBは2020年12月から審議を継続しています。

公開草案は、財務諸表における情報の伝え方の改善を目的にさまざまな変更を提案しており、IFRSに基づいて財務諸表を作成する多くの企業に関係する提案となっていました。特に損益計算書の改善に焦点が当てられ、主に次のような提案が行われました。

- (1) 損益計算書の新たな区分と小計の導入（図表9のイメージ参照）
- (2) 分解表示を改善する規定の追加（通例でない項目の追加を含む）
- (3) 経営者業績指標（MPM）の開示の導入

【図表9】 公開草案時点での一般的な企業における損益計算書の新たな区分と小計の提案（網掛け部分）

売上高	1,000	営業区分
売上原価	△400	
売上総利益	600	
販売費及び一般管理費	△300	
営業利益 (operating profit)	300	
不可分な関連会社の持分法投資損益	50	不可分な 関連会社
営業利益及び不可分な関連会社の持分法投資損益	350	
金融資産の公正価値変動	25	投資区分
配当収益	5	
不可分でない関連会社の持分法投資損益	10	
財務及び法人所得税前利益	390	財務区分
財務活動による費用	△100	
税引前利益	290	
税金費用	△90	
当期利益	200	

2021年12月までのIASBの審議において、以下に例示する項目のように、既に公開草案の提案のままとすることを暫定決定している項目は多くあります。

- ・ 損益計算書において「営業利益」を表示する
- ・ 営業利益の直接的な定義を開発しない
- ・ MPMに関する情報を財務諸表に含める
- ・ キャッシュ・フロー計算書に関する作業範囲を拡大しない

一方、公開草案からの変更・追加が暫定決定された点も多くあります。例えば、公開草案では、一般的な企業の損益計算書における「持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業から生じる収益・費用」について、図表8における「不可分な関連会社の持分法投資損益」「不可分でない関連会社の持分法投資損益」のように、企業の主要な事業

活動に不可分のものと不可分でないものに区分する提案が含まれていました。しかし、公開草案へのコメントを踏まえ、2021年10月のIASB会議では、当該収益・費用を不可分のものと不可分でないものに区分する提案などの検討を進めないことが暫定決定されています。その他にも、現金及び現金同等物から生じる収益・費用は財務ではなく投資の区分に分類することや、営業費用の分析、集約・分解の原則、為替差額およびデリバティブに係る損益の分類等、既に公開草案の提案を変更する詳細な暫定決定が行われています。

MPMの定義など実務への影響も配慮した上での慎重な議論が想定されており、2021年12月のIASB会議では「通例でない収益・費用」の定義の検討を今後進めることなども暫定決定されています。したがって、2022年も引き続きIASBでの審議が続く予定です。

2 のれんと減損

2020年3月、IASBは、ディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれんおよび減損」（以下「本DP」）を公表しました。コメント期限であった2020年12月末後、2021年3月より本DPへのフィードバックに基づくIASBの再審議が開始されています。

図表10では、本DPにおける主な予備的見解とフィードバックの概要についてまとめています。

【図表10】 主な予備的見解とフィードバックの概要

トピック	予備的見解の概要	フィードバックの概要
のれんの会計処理の改善	より効果的な減損テストを合理的な費用で設計することはできない。	大半の回答者は同意した。多くの回答者が減損テストの適用を改善する方法を提案した。
	のれん償却モデルは再導入せず、減損のみのモデルを維持する。	回答者の見解は賛否両論であった。多くの回答者は、減損のみのモデルを維持すべきと同意したが、他の多くの回答者は予備的見解に反対し、のれん償却の再導入を主張した。
企業結合の開示の改善	以下を含む開示を企業に要求する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の企業結合の目的 ・ 企業結合の目的に対する 	利用者を含む多くの回答者が同意したが、作成者を含む多くの回答者が反対した。反対意見には、開示にかかるコストが便益を上回るとの見解が含まれる。

	成果	
コンバージェンス	プロジェクトの結果が米国会計基準と整合しているかどうか DP の回答に影響するかどうか調査する。	大半の回答者がコンバージェンスを望ましいと考えているが、多くの回答者は必ずしもコンバージェンスするかどうかでのれんの会計処理に関する意見は変わらないと回答した。

図表 10 のとおり、のれんの償却の再導入に関連して「減損のみのモデルを維持すべき」という IASB の予備的見解に対して、利害関係者の間で賛否両論が見られました。

米国財務会計基準審議会（FASB）は、IASB よりも早く 2019 年 7 月に「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」のコメント募集等を行っていましたが、2020 年 12 月の FASB 会議で、のれんを定額法で償却することを暫定決定しています。今回、IASB は FASB との共同プロジェクトという形式を採用していませんが、IFRS と米国会計基準に基づく財務諸表が比較可能であることは利用者などにとって有用との声もある中、2021 年 7 月に開催された IASB と FASB の教育会議においてお互いの検討状況の共有が行われました。

2021 年 7 月の IASB 会議では、のれんの事後の会計処理（特に、のれん償却を再導入すべきか）、開示および減損テストの有効性について再審議されました。一部の IASB 理事からは開示の拡充へは肯定的な意見が聞かれた一方、のれんの償却の再導入について現時点で判断することに慎重な意見も聞かれました。

7 月の審議状況を踏まえ、2021 年 9 月の IASB 会議では、当初、のれん償却の再導入について暫定決定が行われる予定でしたが、審議を延期し、プロジェクトの進め方について審議されました。その結果、9 月の IASB 会議では、以下の追加作業を優先して実施することが決定されています。

- (1) 本 DP の企業結合に関する開示要求のパッケージについて暫定的な決定を行う。
- (2) のれんの事後の会計処理（のれんの耐用年数と減少パターンの見積りの実行可能性および償却モデルに移行した場合ののれん残高への影響）について追加の分析を行う。

2021 年 11 月、12 月の IASB 会議では、主に上記 (1) に関する議論・検討が継続されています。減損のみのモデルを維持すべきか、あるいは償却の再導入を行うかは、2022 年以降の議論が待たれるところです。

IV おわりに

本稿では、昨年の IFRS をめぐる基準開発の主な動向について振り返り、概説しました。IASB の既存の作業計画に沿った基準の維持管理活動や適用後レビューが進む一方、アジェンダ協議の動きやサステナビリティを巡る世界の潮流を受けた ISSB 設立の動きをはじめ、2022 年以降に向けた IASB および IFRS 財団の大きな変化を感じさせる 1 年でした。

2022 年には、のれんと減損や基本財務諸表に関するプロジェクト、適用後レビューの他、様々な維持管理プロジェクト等も作業計画に基づいて継続することが見込まれますが、時代・環境が大きく変化する中で、IASB や ISSB が 2022 年にどのように新たな活動を行っていくのか、楽しみな一年となると思われます。